



申込書の提出・請求について



申込に当たっては、「火災共済のしおり」を必ずご覧ください。

加入申込みは

- ◆市役所又は事務所・事業所の各担当課(係)へ提出してください。
- ◆「火災共済のしおり」は担当課(係)に備えてあります。



万一火災にあったときは

- ◆火災等の共済事故の大小を問わず、必ず消防署へ事故の届出をし、罹災証明書の交付を受けてください。



請求は

- ◆共済金等の請求に当たっては「火災共済のしおり」を参照の上、必要添付書類を担当課へ提出してください。



初めて本会共済事業をご利用の方へ

初めて生活協同組合全国都市職員災害共済会に加入され、組合員になって共済事業をご利用されるときは、出資金1口50円の納入が必要です。



厚生労働大臣認可

生活協同組合 **全国都市職員災害共済会**

〒102-8610 東京都千代田区平河町2-4-2 全国都市会館内

[受付時間] 平日9:00 ~ 17:00(土・日・祝日を除く。)

事業部
火災共済

TEL.03-3262-5290
FAX.03-3262-2795

ホームページ

詳しくは下記のURLにて、しおり等詳しい内容を掲載しておりますので、ご覧ください。
<http://www.toshiseikyo.or.jp>

携帯からは



家も動産も
自然災害から
守るゾウ!

少ない掛金で大きな補償!

都市職員の 火災共済



退職後も引き続き
ご加入できます!

ホームページにて最適な
掛金シミュレーションができます

ホームページ

<http://www.toshiseikyo.or.jp/kasai/simulation/>



全国都市職員災害共済会
火災共済キャラクター
「まわるゾウ」

本会は、全国市長会が全国各市の要望に応じて、消費生活協同組合法に基づき、昭和33年に設立された組合です。創設以来、都市職員の生活の安定と向上に向けて共済事業を実施しております。



厚生労働大臣認可

生活協
同組合

全国都市職員災害共済会

Point

1 都市職員のための共済!

- ・本会は、全国市長会の決議により、都市職員の福利増進を図ることを目的として、昭和33年に厚生大臣の認可を受けて設立された職域の生活協同組合です。
- ・都市職員はどなたでも加入できます。

- ① 都市職員
- ② 都市職員に準ずる職員
- ③ 特別地方公共団体等の職員
- ④ 都市を退職された方

Point

2 少ない掛金で大きな補償!

合計 6,000万円
補償の最高限度額
建物 4,000万円
動産 2,000万円

契約の種類	掛金額(年額)	補償額
木造	1口当たり300円	1口当たり50万円
耐火造	1口当たり200円	

「もしものときの災害」から
大切な建物・動産をお守りします!

Point

3 契約申込手続きは簡単! (加入申込みはいつでもできます)

- ・契約申込書は、市役所又は事務所・事業所の各担当課(係)にあります。
- ・契約申込書に必要事項を記入し、共済掛金と出資金1口50円を添えて担当課へご提出するだけです。

契約したその日から補償が開始されます!

Point

4 「動産のみの契約」も できます!

賃貸住宅に居住されている方で、動産の契約をされていない方は、是非ご加入ください。

Point

5 配偶者も安心な 承継組合員制度があります。

組合員が死亡した場合に、その配偶者が承継組合員として本会の共済事業を引き続き利用できる制度です。

Point

6 地震災害見舞金制度を 充実

令和4年4月1日以降の地震による災害から1口当たりの支給額が改正(増額)されます。

補償金額
を増額

大きな
安心

火災共済は幅広い分野の災害に対応

補償の最高限度額 合計6,000万円(建物4,000万円・動産2,000万円)



火災

火災により共済の対象に損害を受けた場合、共済金を支払います。



破裂・爆発

プロパン、都市ガス等の気体又は蒸気の急激な膨張による破裂・爆発により共済の対象に損害を受けた場合、共済金を支払います。(ただし、凍結による水道管、水管又はこれらに類するものの破裂・爆発による損害は除く。)



車両の飛び込み

車両の衝突若しくは接触により共済の対象に損害を受けた場合、共済金を支払います。(ただし、門、塀、垣は除く。)



風水雪害

最高限度額
600万円

風災(台風、突風又は旋風等)、水災(暴風雨、洪水、豪雨又は長雨等)、雪災(積雪、雪崩又は降雪等)による災害で、共済の対象である建物又は動産にそれぞれ20万円以上の損害を受けた場合、共済金を支払います。



落雷

落雷により異常電流の作用で共済の対象に損害を受けた場合、共済金を支払います。



航空機の墜落

航空機の墜落若しくは接触又は航空機からの物体の落下により共済の対象に損害を受けた場合、共済金を支払います。



上層階の他人の 住居からの水漏れ

上層階の他人の住居からの水漏れにより共済の対象に損害を受けた場合、共済金を支払います。



災害死亡

最高限度額
300万円

組合員(300万円限度)
共済金の支払対象となる事故に直接起因して死亡した場合、共済金を支払います。
組合員と同居する2親等以内の親族(30万円限度)
共済金の支払対象となる事故に直接起因して死亡した場合、共済金を支払います。

さらに 共済金には次の費用も支払われます!

臨時費用共済金

(火災等:300万円、風水雪害:90万円限度)

火災等及び風水雪害による臨時の出費(仮住まい費用等)に充てるため、支払共済金の15%を支払います。

残存物取片付費用共済金

(火災等:100万円、風水雪害:30万円限度)

火災等及び風水雪害により残存物の取片付に要した費用を支払います。ただし、共済金の5%のいずれか少ない額を限度とします。

失火見舞費用共済金

(一世帯当たり20万円限度)

火災、破裂・爆発によって他人の所有物に損害を与え、それに対し見舞金等を支払った場合、支払共済金の20%又は60万円のいずれか少ない額を限度として支払います。

加えて

風水雪害特約を
契約すると

風水雪害特約共済



火災共済の風水雪害共済金(600万円限度)に加えて風水雪害特約共済金(2,400万円限度)を支払います。(損害額の $\frac{1}{2}$ が限度)

※詳しくは、6・7ページを参照してください。

1口 当たり 掛金額	木造 耐火造	150円
------------------	-----------	------

補償の最高限度額

3,000万円

(風水雪害共済金600万円+風水雪害特約共済金2,400万円)

地震災害見舞金(100万円限度)

地震災害により、組合員が居住する共済の対象である建物又は動産にそれぞれ20万円以上の損害を受けた場合、支給します。

地震災害死亡弔慰金

(地震災害見舞金が支給される場合が対象となります。)

地震災害により180日以内に死亡した場合、支給します。
・組合員が死亡した場合(30万円限度)
・組合員と同居する2親等以内の親族が死亡した場合(1人につき10万円限度)

地震災害入院見舞金

(地震災害見舞金が支給される場合が対象となります。)

地震災害により入院した場合(180日以内に連続7日以上)、支給します。

- ・組合員が入院した場合(1事故1回の請求で10万円限度)
- ・組合員と同居する2親等以内の親族が入院した場合(1人につき1事故1回の請求で1人につき10万円限度)

死亡弔慰金(20万円限度)

組合員が病気等により死亡した場合、支給します。(ただし、退職者組合員は除かれます。)

火災等災害入院見舞金

火災等により入院したとき(180日以内に連続7日以上)、支給します。

- ・組合員が入院した場合(1事故1回の請求で10万円限度)
- ・組合員と同居する2親等内の親族が入院した場合(1人につき1事故1回の請求で1人につき10万円限度)

交通災害死亡弔慰金(30万円限度)

組合員が日本国内の交通災害により180日以内に死亡した場合、支給します。

交通災害入院見舞金(10万円限度)

組合員が日本国内の交通災害により入院(180日以内に連続7日以上)した場合、支給します。

充実した見舞金制度



契約できる建物と動産

組合員及び扶養親族（生計を一にする3親等内の親族）が所有する建物、動産です。

	自家	貸家	借家	店舗併用
建物	○	○	×	○
動産	○	×	○	○

建物

- 専用住宅（自家）
 - 貸家（専用住宅）
 - 併用住宅（契約者及び扶養親族が居住している場合）
 - 母屋と同一敷地内にある物置や納屋などの付属建物（カーポート等の類を除く。）
 - 空家（再入居を前提とする空家、別荘ともに月に1回以上の見回り、点検等の管理をする場合に限る。）
- ※営業用建物、借家（動産のみの契約は可）、門・塀・垣等は、契約できませんのでご注意ください。

動産

- 日常生活に必要な家具・什器、電化製品、衣服、寝具類、身回品及びその他の生活用動産
- ※通貨、貴金属、美術品、植物、商品、自動車等は、契約できませんのでご注意ください。

「動産のみ」の契約も可能です！



動産契約
していますか

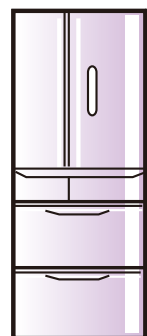
近年、局地的な豪雨・落雷等による動産被害が多発

豪雨や落雷による動産被害も火災共済が補償!!

- ・火災共済の支払件数の約80%は、落雷による事故です。
- ・落雷の過電流により、家電や通信機器などの故障が頻発しています。

主な 動産被害

- パーソナルコンピュータ及び周辺機器等
- 電化製品（テレビ、エアコン、冷蔵庫、洗濯機等）
- 通信機器（電話・FAX、充電中の携帯電話等）



「動産のみ」でも契約できます！

特に

- ①賃貸住宅に居住されている方で、動産の契約をされていない方
- ②住宅金融支援機構等から融資を受け、「火災保険」に加入されている方で、動産の契約をされていない方



さまざまなリスクに対応

たとえば、こんなときに…。

ケース
1

火災



隣家の火災等により類焼した
また消火活動でも水損した

ケース
2

落雷



落雷によりインターホンや
エアコンが破損した

ケース
3

台風・暴風雨



台風による暴風雨で、
屋根瓦や雨樋が破損した

ケース
4

竜巻・突風



急速に発達した竜巻、突風により
窓ガラスやアンテナが損傷した

ケース
5

豪雨・洪水



豪雨による洪水で家が水浸しと
なり、畳や家具類が損傷した

ケース
6

豪雪・降雪



豪雪や降雪により屋根が破損したり
建物の外壁が損傷した



水・かぎトラブルの応急処置サービス

～火災共済に自動付帯～

水回り、かぎ開けでお困りの際に専門業者を手配し、水漏れを止めたり、かぎを紛失した際の錠開けなどの
応急処置（出張料及び作業料が無料）を行います。

※本格的な修理や部品交換代など、応急処置を超える修理費用については、契約者の負担（有料）となります。

水まわりのトラブル



- ・蛇口からの水漏れ応急処置
- ・トイレ、排水口のつまりの除去など

〈凍結を原因とする場合は、サービスの対象外です。〉



かぎのトラブル



- ・かぎの開錠（特殊工具による開錠）
 - ・かぎの破錠（シリンダー部分の破壊による開放）
 - ・中折れしたかぎや異物の除去など
- 〈分譲マンション等の共有部分の入口ドアは対象外です。〉



風水雪害特約共済

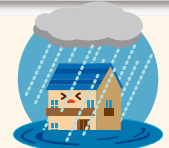
火災共済契約(基本契約)に加えて、是非特約契約を。

近年、台風、豪雪、局地的豪雨などの自然災害が多発



風災

台風、突風又は旋風等



水災

暴風雨、洪水、豪雨又は長雨等



雪災

積雪、雪崩又は降雪等

風災、水災、雪災により、共済の対象である建物又は動産に**20万円以上**の損害を受けた場合、火災共済の「風水雪害共済金」(**600万円限度**)に加えて、「風水雪害特約共済金」(**2,400万円限度**)が受け取れます。**(3,000万円限度)**

最高限度額 **3,000万円**

風水雪害共済金

600万円

風水雪害特約共済金

2,400万円

■1口当たりの掛金額



木造

450円

基本契約 特約契約
300円 + 150円



耐火造

350円

基本契約 特約契約
200円 + 150円

■契約の方法

火災共済契約(基本契約)に附帯して、風水雪害特約契約を締結していただくこととなります。

基本契約口数が建物64口、動産32口を超えない場合

特約契約口数は基本契約と同口数

基本契約口数が建物64口、動産32口を超える場合

特約契約口数は建物64口、動産32口

■風水雪害及び風水雪害特約共済金の最高限度額

【建物】

区分	契約金額	契約口数	共済金の最高限度額
基本契約 (風水雪害共済金)	4,000万円	80口	400万円
特約契約 (風水雪害特約共済金)	3,200万円	64口	1,600万円
合計			2,000万円

【動産】

区分	契約金額	契約口数	共済金の最高限度額
基本契約 (風水雪害共済金)	2,000万円	40口	200万円
特約契約 (風水雪害特約共済金)	1,600万円	32口	800万円
合計			1,000万円

■共済金の算出方法

基本契約分(風水雪害共済金)

物件の再取得価額に対する損害の割合により、契約口数に下表の1口当たり支払額を乗じて得た額を支払います。

損害の割合	被災物件に係る共済契約1口当たり支払額
全部	50,000円
$\frac{1}{2}$ 以上	25,000円
$\frac{1}{3}$ 以上	15,000円
$\frac{1}{3}$ 未満	3,000円

特約契約分(風水雪害特約共済金)

損害額 $\times$ $\frac{\text{契約金額}}{\text{物件の再取得価額} \times 0.8}$ = 算出額

上記損害額、契約金額及び算出額を比較し、いずれか少ない額 = **風水雪害特約共済金**

※損害額の $\frac{1}{2}$ が限度です。



風水雪害による共済金の支払事例

事例 台風により全壊(損害額:建物**2,000万円** 動産**1,000万円**)し、残存物取片付費用が100万円生じた。

契約内容

3,000万円

建物 **2,000万円(40口)**

動産 **1,000万円(20口)**

	再取得価額	契約金額
建物	2,000万円	2,000万円(40口)
動産	1,000万円	1,000万円(20口)

基本契約分

風水雪害共済金

(1口当たりの掛金額 = 木造300円、耐火造200円)

風水雪害共済金

建物	1口当たり支払額 $\times$ 40口 = 200万円 50,000円	300万円
動産	1口当たり支払額 $\times$ 20口 = 100万円 50,000円	

臨時費用共済金 $300万円 \times 0.15 = 45万円$ **45万円**

残存物取片付費用共済金 $300万円 \times 0.05 = 15万円$ **15万円**

A 計 **360万円**

特約契約分

風水雪害特約共済金

(1口当たりの掛金額 = 木造150円、耐火造150円)

風水雪害特約共済金

損害額	契約金額 物件の再取得価額 $\times 0.8$	算出額
2,000万円	$\frac{2,000万円}{2,000万円 \times 0.8}$	$= 2,500万円$
	$\times 2,000万円 \times \frac{1}{2}$	$= 1,000万円$
1,000万円	$\frac{1,000万円}{1,000万円 \times 0.8}$	$= 1,250万円$
	$\times 1,000万円 \times \frac{1}{2}$	$= 500万円$

※印の金額は、損害額、契約金額及び算出額を比較し、いずれか少ない額となります。

臨時費用共済金 $1,500万円 \times 0.15 = 225万円$ **225万円**

残存物取片付費用共済金 $1,500万円 \times 0.05 = 75万円$ **75万円**

B 計 **1,800万円**

風水雪害特約契約の場合

A 基本契約分
(風水雪害共済金)
360万円

に

B 特約契約分
(風水雪害特約共済金)
1,800万円

をプラスした

C **2,160万円**
(**A** + **B**) の支払いになります!

風水雪害共済金

損害額
3,000万円

A **360万円**

特約契約
の場合

風水雪害特約共済金

損害額
3,000万円

B **1,800万円**

A **360万円**

C **2,160万円**